

議案第 5 7 号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例及び南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例及び南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例及び南あわじ市職員の
勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第2条の5を削る。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 18 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 18 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 18 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「平成 17 年南あわじ市条例第 27 号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、「第 2 条第 4 号ア(イ)」を「第 2 条第 5 号ア(イ)」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 号ア(イ)」を「(平成 17 年南あわじ市条例第 27 号。以下「育児休業条例」という。) 第 2 条第 5 号ア(イ)」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とする。

第 19 条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 19 条 任命権者は、育児休業条例第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中南あわじ

市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項本文の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条による改正後の南あわじ市職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第 2 条による改正後の南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 19 条第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第2条の4 略 第2条の5 削除 第3条～第16条 略 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分	第1条～第2条の4 略 第3条～第16条 略 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、<u>30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1	

休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で）行うものとする。

号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該

第19条以下 略	<u>残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、</u> <u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準</u> <u>として条例で定める時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時</u> <u>間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分</u> <u>に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数</u> <u>に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、</u> <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</u> <u>その他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなか</u> <u>った事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第</u> <u>3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期</u> <u>に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める</u> <u>事情とする。</u> 第19条以下 略	
-----------------	--	--

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第8条 略 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第27号）<u>第2条第4号ア(イ)</u>に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、その職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例<u>第2条第4号ア(イ)</u>に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略	第1条～第8条 略 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第27号。<u>以下「育児休業条例」という。</u>）<u>第2条第5号ア(イ)</u>に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、その職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第27号。<u>以下「育児休業条例」という。</u>）<u>第2条第5号ア(イ)</u>に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略	

第8条の3～第14条 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第15条の2～第18条 略

第8条の3～第14条 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第20条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第15条の2～第18条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、育児休業条例第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」と

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする	<u>いう。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>育児休業条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第20条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする
--	--

状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第20条</u> 略 <u>第21条</u> 略	状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第21条</u> 略 <u>第22条</u> 略	
--	---	--